



いこいーなと一緒に図書館に行こう!

いこいーなのイラストが入った、
《子ども用図書館バッグ》
ができました

地域・行政資料の 電子化を進めます

この度、ご要望の多かつた図書館バッグの配布を再開します。今日は、西東京市マスコットキャラクター「いこいーな」が本音を読むイラストを前面に配した新デザインのバッグです。バッグは、市内在住で、規則に利用登録をした小学生以下の子さんに、無料で配布します。

市内各図書館で配布しています。詳細は、図書館ホームページ、または、館内に掲示しているポスターをご覧ください。

西東京市では、西東京市後期基本計画(平成21~25年度)に基づき市指定文化財などの修復と電子化を実施しました。また、平成24年度図書館協議会意見書「西東京市図書館における電子書籍のあり方について」では、地域・行政資料の電子化の推進が提案され、西東京市第2次基本構想・基本計画(平成26年度~35年度)では、地域・行政資料の電子化の推進が位置付けられています。

今年度は、劣化が進む写真資料と下野谷遺跡関係資料の保存データ作成事業を実施してまいります。今後は、西東京市図書館にしかない歴史的資料や行政資料を電子化し、貴重な資料の保存と活用の利便性を図ることを目指す事業を実施してまいります。公開までお時間をいただきますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成26年3月の図書館ホームページのリニューアルとともに誕生した「デジタル西東京」のコーナーでは、「デジタル資料」と「写真で見る西東京市」と題して地域・行政資料室所蔵資料を公開しています。

「デジタル資料」は、市指定文化財の「田無村御検地帳」「地租改正絵図」や「大絵図」など原本の公開が難しい史料が細部までご覧いただけます。

「写真で見る西東京市」は、西東京市誕生10周年記念「なつかしの田無・保谷」(平成19~21年度作成パネル図録)の収録写真を公開して、府内や学校、市民活動団体や報道機関などでご利用いただいています。

西東京市では、西東京市後期基本計画(平成21~25年度)に基づき市指定文化財などの修復と電子化を実施しました。また、平成24年度図書館協議会意見書「西東京市図書館における電子書籍のあり方について」では、地域・行政資料の電子化の推進が提案され、西東京市第2次基本構想・基本計画(平成26年度~35年度)では、地域・行政資料の電子化の推進が位置付けられています。

今年度は、劣化が進む写真資料と下野谷遺跡関係資料の保存データ作成事業を実施してまいります。今後は、西東京市図書館にしかない歴史的資料や行政資料を電子化し、貴重な資料の保存と活用の利便性を図ることを目指す事業を実施してまいります。公開までお時間をいただきますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

西東京市文化財 シリーズ 田無神社参集殿

国登録有形文化財(建造物)
田無神社参集殿

であつた田無宿は、青梅から石灰を運ぶ幹線道路として大いに賑わいました。また、元禄9(1696)年に江戸市中の飲食も繁栄の一因となりました。

田無用水沿いに位置する田無神社は、村民の氏神として長く信仰の対象となっています。

田無用水沿いに位置する田無神社は、村民の氏神として長く信

仰の対象となっています。

田無用水沿いに位置する田無神社は、村民の氏神として長く信

仰の対象となっています。田無用水沿いに位置する田無神社は、村民の氏神として長く信

仰の対象となっています。田無用水沿いに位置する田無神社は、村民の氏神として長く信

仰の対象となっています。田無用水沿いに位置する田無神社は、村民の氏神として長く信

仰の対象となっています。田無用水沿いに位置する田無神社は、村民の氏神として長く信

仰の対象となっています。田無用水沿いに位置する田無神社は、村民の氏神として長く信

東伏見ふれあいプラザ
図書サービス
予約申し込みできる冊数が
5冊に増えました!

東伏見ふれあいプラザの図書サービスでは予約図書の受け取りや図書の返却などができます。10月から図書を予約申込できる冊数がこれまでの3冊から5冊に増えましたのでぜひご利用ください。

東伏見ふれあいプラザの図書サービスでは予約図書の受け取りや図書の返却などができます。10月から図書を予約申込できる冊数がこれまでの3冊から5冊に増えましたのでぜひご利用ください。

受験勉強等に個人利用可能な市内施設の学習室・自習室をご用ください。受験勉強等に個人利用可能な市内施設の学習室・自習室をご用ください。

芝久保公民館
◆社会教育課
都築恵美子
042(438)4079

受験勉強等に個人利用可能な市内施設の学習室・自習室をご用ください。受験勉強等に個人利用可能な市内施設の学習室・自習室をご用ください。

教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、教育委員会の事務事業について点検及び評価を行い、報告書を作成しました。

教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、教育委員会の事務事業について点

m、間取りは東側の玄関、取次

の間、十畳の3室、奥の床の間、水

屋、授与所等が増築されました

が、建築当時の状態が良好に残

されています。特に、床の間を

神殿に見立てた上座敷の意匠や

透影の欄間、磨いた丸太を使つ

た縁板、障子の組子が緻密であ

り、独特な趣があります。現在

は、神社の集会施設として使わ

れています。

参集殿は、地域の人々の大切

な祈願の場所であり、建築当初

の工法や技術が良好に残されて

いる点から国の文化財として登

録されました。

参集殿は、地域の人々の大切